

認定農業者
認定新規就農者
法人・団体

を除く農業者

少額農機具等の購入 補助します

市では、小規模経営の農業者や兼業農家などの皆様が、これからも農業を継続していくための農機具等の購入や更新に対して、支援していきます。

補助金額：10万円

❖対象農機具等の例

草刈機・動噴機・耕運機・溝切機・催芽機
スマート農業機器・経理経営ソフトウェア
パイプハウスなど機械器具、施設設備類

(詳細の内容や手続きは次ページへ)

補助金の概要

名称：大館市小規模農業者経営継続支援事業費補助金

対象者：次のすべてを満たすかた

- ①農産物を販売している農業者
- ②地域計画に位置付けられている農業者（見込み）
認定農業者・認定新規就農者、法人団体は対象外

補助金：上限10万円

消費税を除いた対象経費の3分の2

対象：①農産物の生産に要する農機具等

②スマート農業技術カタログ掲載の農機具等

③農産物の加工に要する農機具等

④ソフトウェア、農機具等の借上・使用経費

農機具等・・・農業生産、加工に要する機械器具、
施設設備をいいます。

申請の手続き

(1)希望する農機具等の見積書または金額がわかるもの、カタログを用意して市役所農政課へ来庁ください。



(2)事業承認申請書（様式第1号）に必要事項を記入します。



(3)市から事業承認通知書（様式第2号）を送付します。



(4)農機具等を購入してください。



(5)購入した農機具等の写真、代金を支払った領収書、印鑑を用意して市役所農政課へ来庁してください。



(6)補助金交付申請書兼実績報告書（様式第5号）に必要事項を記載して手続き完了です。1月以内に補助金を交付します。